

大磯港臨港道路附属駐車場管理規程

- 1 名称
大磯港臨港道路附属駐車場
- 2 管理者
横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事 黒岩 祐治
- 3 指定管理者
中郡大磯町東小磯 1 8 3 番地
大磯町長 中崎 久雄

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、大磯港臨港道路附属駐車場（以下「駐車場」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(規程の遵守)

第 2 条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、この規程を遵守しなければならない。

(開場時間)

第 3 条 駐車場の開場時間は、午前 5 時から午後 10 時（4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの間にあつては、午前 4 時から午後 10 時）までとする。ただし、必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することができる。

(供用の休止等)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の全部又は一部について、供用の中止、車路の通行止、駐車した自動車（駐車場法第 2 条第 4 号に定める自動車。以下「車輛」という。）の退避等を行うことがある。

- (1) 天災地変による災害、火災、浸水、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 駐車場の保安上利用の継続が適当ではないと認められる場合
- (3) その他駐車場の管理上特に必要があると認められる場合

(駐車できる車輛)

第 5 条 駐車場に駐車することのできる車輛は、自動二輪車、普通自動車、大型自動車等とする。

第 2 章 利 用

(駐車場の入出等)

第 6 条 利用者は駐車場入口において駐車券の交付を受けてから入庫しなければならない。

2 利用者は出庫しようとするときは、出口精算機にて所定の駐車料金を納付し、出庫しなければならない。

3 駐車場の管理上必要があると認められるときは、出入口の一部を閉鎖することがある。

(駐車位置の変更)

第 7 条 駐車場の管理上必要があると認められるときは、駐車位置を変更させることがある。

(駐車場内の通行)

第 8 条 利用者は、駐車場の車輛通行について、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 速度は 8 k m 毎時を超えないこと。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる車輛の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第 9 条 前条の定めによるほか利用者は駐車場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙し又は火気を使用しないこと。
- (2) ごみを持ち帰ること。
- (3) 場内又は車内で宿泊しないこと。
- (4) 場内で車輛の洗浄はしないこと。
- (5) 場内の施設、他の車輛に損傷を与え又はその他の事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (6) 駐車中はエンジンを必ず停止し、貴重品その他盗難のおそれのある物品を車内に放置しないこと。
- (7) 場内において営業行為、演説、宣伝、署名活動その他公安を害する行為をしないこと。
- (8) その他業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(駐車拒絶等)

第10条 指定管理者は、駐車場が満車である場合に駐車受付を停止するほか、次の各号に該当する場合には駐車場の利用を拒絶し、又は車輛を退出させることがある。

- (1) 駐車場の施設又は車輛をき損又は汚損するおそれがあるとき。
- (2) 有毒物又は爆発物その他の危険物を積載し又は取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音又は臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(出庫拒否)

第11条 指定管理者は、次の場合には駐車した車輛の出庫を拒否することがある。

- (1) 利用者が正当な理由なく利用券を提出しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合において所定額の現金を納付しないとき。
- (3) この規程第12条に規定する措置を取るため必要があるとき。

(事故に関する措置)

第12条 指定管理者は、駐車場において事故が発生し又はそのおそれがあるときは速やかに必要な措置を行うものとする。

第 3 章 駐車料金及び駐車料金の算定等

(駐車料金)

第13条 駐車料金は、1 車輛につき次のとおりとする。ただし、平成26年 5 月 1 日から適用する利用料金は別表のとおりとする。

区分	原動機付き自転車及び自動二輪車	普通自動車	大型自動車
	1 時間につき150円。ただし、1 回の駐車時間が3 時間を超えるときは、1 回につき500円とする。	1 時間につき300円。ただし、1 回の駐車時間が3 時間を超えるときは、1 回につき1,000円とする。	1 時間につき600円。ただし、1 回の駐車時間が3 時間を超えるときは、1 回につき2,000円とする。

- 1 1 回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。
- 2 港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則で定める開場時間を過ぎて翌日の開場時まで駐車したときは、2 回分の料金とする。

(料金の払戻し等)

第14条 料金の払戻し、又は割戻しの請求には応じない。

(利用者に対する損害の賠償)

第15条 指定管理者は、その責に帰すべき事由により車輛を滅失し、き損又は汚損したときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(車内の物品に関する免責)

第16条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、駐車場に駐車中の車内に留置された貴重品その他の物品が滅失、き損又は汚損した場合の損害については賠償しない。

(車輛又は利用者の損害に関する免責)

第17条 指定管理者は、次の事由その他指定管理者の責に帰することのできない事由によって生じた車輛又は利用者の損害については賠償しない。

- (1) 天災地変その他不可抗力による事故
- (2) 当該車輛、その積載物、若しくは取付物の瑕疵又は積載物、若しくは取付物の性質による事故
- (3) 第12条の規定による措置

(利用者の故意、過失による損害の賠償)

第18条 利用者は、故意又は過失により、駐車場の施設又は他の利用者の車輛等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第4章 雑則

(この規程に定めない事項)

第19条 この規程に定めのない事項については、関係法令等の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表

区分	原動機付き自転車及び自動二輪車	普通自動車	大型自動車
	1時間につき160円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき520円とする。	1時間につき310円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき1,020円とする。	1時間につき620円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき2,060円とする。